

協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（その 1）

国民健康保健事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国保料（税）率については、5 年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。
徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。
- 2 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	1 国保料(税)率等
調整方針	国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																																										
市町名	熊 本 市	富 合 町																																											
市町別内容	<p>1. 税率等（平成 18 年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">医 療 分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">介 護 分</td> </tr> <tr> <td>・ 区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 所得割</td> <td style="text-align: center;">10.4/100</td> <td style="text-align: center;">1.9/100</td> </tr> <tr> <td>・ 資産割</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>・ 均等割</td> <td style="text-align: center;">33,450 円</td> <td style="text-align: center;">13,400 円</td> </tr> <tr> <td>・ 平等割</td> <td style="text-align: center;">25,800 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>・ 賦課限度額</td> <td style="text-align: center;">56 万円</td> <td style="text-align: center;">9 万円</td> </tr> </table> <p>(H19.3.31) 加入者数 241,273 人 (132,203 世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「料方式」</p> <p>3. 納期 4 月～翌 3 月 12 期</p>		医 療 分	介 護 分	・ 区分			・ 所得割	10.4/100	1.9/100	・ 資産割	—	—	・ 均等割	33,450 円	13,400 円	・ 平等割	25,800 円	—	・ 賦課限度額	56 万円	9 万円	<p>1. 税率等（平成 18 年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">医 療 分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">介 護 分</td> </tr> <tr> <td>・ 区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 所得割</td> <td style="text-align: center;">9.7/100</td> <td style="text-align: center;">1.5/100</td> </tr> <tr> <td>・ 資産割</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>・ 均等割</td> <td style="text-align: center;">27,000 円</td> <td style="text-align: center;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>・ 平等割</td> <td style="text-align: center;">24,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,500 円</td> </tr> <tr> <td>・ 賦課限度額</td> <td style="text-align: center;">56 万円</td> <td style="text-align: center;">9 万円</td> </tr> </table> <p>(H19.3.31) 加入者数 3,733 人 (1,697 世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「税方式」</p> <p>3. 納期 6 月～翌 3 月 10 期</p>		医 療 分	介 護 分	・ 区分			・ 所得割	9.7/100	1.5/100	・ 資産割	—	—	・ 均等割	27,000 円	8,000 円	・ 平等割	24,000 円	2,500 円	・ 賦課限度額	56 万円	9 万円	<p>税率等については、富合町の被保険者に対し、合併年度の次年度より 5 年間の負担調整期間を設け、年 20% ずつ熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>なお、調整期間内に料率の改定を行なった時は、残りの年数で等分に負担調整割合を算定する。</p> <p>徴収の方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。</p>
	医 療 分	介 護 分																																											
・ 区分																																													
・ 所得割	10.4/100	1.9/100																																											
・ 資産割	—	—																																											
・ 均等割	33,450 円	13,400 円																																											
・ 平等割	25,800 円	—																																											
・ 賦課限度額	56 万円	9 万円																																											
	医 療 分	介 護 分																																											
・ 区分																																													
・ 所得割	9.7/100	1.5/100																																											
・ 資産割	—	—																																											
・ 均等割	27,000 円	8,000 円																																											
・ 平等割	24,000 円	2,500 円																																											
・ 賦課限度額	56 万円	9 万円																																											

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	2 国保健康づくり事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術の回数：1人1日1回、年間80回以内 ・ 利用証を交付1回の施術において、 1,500円を助成（現物） <p>※施術者団体（2団体）が取りまとめて市に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保ヘルスアップ事業 ・ 人間ドック助成事業 ・ 疾病データ分析による健康づくり事業 	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯について、年15枚、老人1人当たり10枚追加 ・ 1回1,000円の助成 <p>※施術者ごとに町に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保ヘルスアップ事業 	<p>施術団体との協議を要するが、熊本市の例により統合する。</p>